

**令和8年度(2026年度)熊本県診療所（歯科）
賃上げ・物価支援事業補助金交付要項**

（趣旨）

第1条 熊本県内の医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する補助金（以下「補助金」という。）事業の実施については、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱（令和8年（2026年）2月26日付け医政発0226第11号・医薬発0226第2号厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知。以下「実施要綱」という。）及び熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、賃金・物価上昇により影響を受けている医療機関等に対し、その経営状況を踏まえつつ物価上昇を上回る賃上げの実施および診療等に必要な経費の物価上昇への対応を支援することにより、医療機関等の経営改善を促進し、地域における安定的な医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第3条 この補助金の交付対象は、本条のとおりとする。

（1）賃上げ支援事業

熊本県内の有床診療所（歯科）、無床診療所（歯科）、のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年（2025年）4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績を有する施設であって以下のア又はイを満たす施設とする。

ア 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料※を届け出ている施設。

イ 歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみの医療機関等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所のうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設。

※「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、のいずれかを指す。

（2）物価支援事業

熊本県内の有床診療所（歯科）、無床診療所（歯科）とする。

ただし、令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）は交付対象外とする。

なお、給付金の支給を受けた歯科診療所は歯科技工所への委託料への適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にも配慮すること。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表により算定するものとする。

(交付の申請、請求)

第5条 交付対象者がこの補助金の交付を希望する場合は、第1号様式に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに交付申請を行うものとする。なお、第3条第1項の事業ごとに申請することも可能とする。

2 規則第16条に規定する補助金の請求は、前項に定める第1号様式の提出をもって行うものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、交付申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、速やかに交付の決定をし、その金額を概算払するとともに、規則第6条の規定に基づき第2号様式によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認められるときは、申請者に確認の上、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第3号に定めるその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助金に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(4) 補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと知事が認める場合には、交付された補助金を返還しなければならない。

(5) この補助金の交付を受けた者は、厚生労働省が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。

（実績報告、補助金の額の確定）

第9条 第3条の交付対象者は、令和9年（2027年）3月31日までにその補助対象事業の実績について、第3号様式の1から3のいずれか該当する様式により知事に報告するものとする。ただし、賃金等改善報告書については、令和8年（2026年）8月1日までに、第3号様式別紙により知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適正であると認めたときは、規則第14条の規定に基づき第4号様式により交付確定を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 知事は、交付対象者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、規則第17条第4項の規定に基づき第5号様式により交付対象者に通知し、既に補助金の交付を行っている場合は全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

（検査及び報告）

第11条 知事は、この補助金の適正な支出のため、必要に応じて交付対象者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。交付対象者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（補助金の返還）

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずることができる。

（不当利得の返還）

第13条 知事は、補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付を行った補助金の返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第15条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和8年(2026年) 3月31日から施行する。

【別表（第4条関係）】

（1）賃上げ支援事業

1 基準額	2 対象経費
○有床診療所（歯科） ・ 使用許可病床数×7万2千円 （使用許可病床数※が2床以下の場合は1施設×15万円を支給する。） ○無床診療所（歯科） ・ 1施設×15万円	対象職員の処遇改善に対応するために要する経費

（2）物価支援事業

1 基準額	2 対象経費
○有床診療所（歯科） ・ 使用許可病床数×1万3千円 （使用許可病床数※が13床以下の場合は1施設×17万円を支給する。） ○無床診療所（歯科） ・ 1施設×17万円	物価上昇に対応するために要する経費

※使用許可病床数については、令和7年8月1日時点での使用許可病床数とし、令和7年8月2日以降に令和7年度（令和6年度からの繰越分）熊本県病床数適正化支援事業給付金の支給を受けて削減した病床数は除くこと。